

総務文教委員会記録

○開催日時

令和7年6月26日 午前10時～午後3時13分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 山中 真由美
副委員長 小林 健
委員 下園 政喜
委員 福田 俊一郎
委員 成川 幸太郎

委員 坂口 正幸
委員 屋久 弘文
委員 松野 信作
委員 佐多 貴文

○その他の議員（6人）

議員 井上 勝博
議員 犬井 美香
議員 山元 剛

議員 松澤 力
議員 山平 達也
議員 山元 勉

○説明のための出席者

未来政策部長 下門 隆嗣
未来政策部次長 石原 勝浩
未来政策部次長 堂元 光信
秘書広報課長 諏訪原 智子
企画政策課長 中俣 哲男
コミュニティ課長 吉岡 潤樹
ひとみらい政策担当課長 松田 明美

会計課長 西元 哲郎

教育部長 花木 隆
教育総務課長 坂上 克久
学校教育課長 長野 和己
社会教育課長 有村 慎吾
少年自然の家所長 南 健
中央図書館長 寺田 和一

行政管理部長 鬼塚 雅之
総務課長 佐潟 洋一郎
財政課長 大濱 浩一
契約検査室長 田中 真樹
財産マネジメント課長 村田 真一郎
行政経営課長 川床 和代
スマートデジタル戦略室長 福山 勝広

選挙管理委員会事務局長 上野 卓也

監査事務局長 吉満 由香
公平委員会事務局長

議会事務局長 田代 健一
議事調査課長 久米 道秋

○事務局職員

事務局長 田代 健一
議事調査課長 久米 道秋

議事調査担当主幹 原 浩一
管理調査グループ員 米森 祐太

○審査事件等

付託事件名	所管課
議案第79号 令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総務課
議案第79号 令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算	財政課

請願第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	契 約 検 査 室
議案第 79 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財産マネジメント課
議案第 79 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	行 政 経 営 課
(所管事務調査)	スマートデジタル戦略室
議案第 84 号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 86 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選挙管理委員会事務局
(所管事務調査)	会 計 課
(所管事務調査)	監 査 事 務 局 公平委員会事務局
議案第 73 号 薩摩川内市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 79 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第 4 号 学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、 義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出を求める陳情 陳情第 5 号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出を求める 陳情 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
(所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中央公民館)
議案第 79 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
(所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
(所管事務調査)	秘 書 広 報 課
(所管事務調査)	企 画 政 策 課
議案第 79 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	コ ミ ュ ニ テ ィ 課
(所管事務調査)	議 事 調 査 課

○会議の概要

1 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第 73 号 薩摩川内市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (2) 議案第 79 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (3) 議案第 84 号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (4) 議案第 86 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (5) 請願第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書
本請願は、紹介議員に請願の趣旨について説明を求め、慎重に審査を行った結果、請願の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した。
- (6) 陳情第 4 号 「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情
本陳情は、慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した。
- (7) 陳情第 5 号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出を求める陳情
本陳情は、審査の過程において、委員から「教員の負担軽減については理解ができるが、標準授業時数を削減することが適切か否かの判断は、もう少し時間をかけて議論をしたほうが良い」といった旨の意見

が述べられ、継続審査とすることに決定した。

2 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行った。なお、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 職員の定数管理や配置については、支所ごとの業務量に開きがあるほか、同一事業であっても年度によって業務量が増減するケースがあることから、窓口の件数調査やヒアリングによって把握された実態、会計年度任用職員に担当させられる業務が限られている現状などを踏まえ、適切に検討されたい。
- (2) 建設工事における入札制度については、熱中症対策の義務化等により、建設業者に求められる負担が増加する一方で、最低制限価格帯での厳しい価格競争が続いていることから、実態を調査し、落札額の適正化に向けた制度改正を模索されたい。
- (3) デジタル地域通貨「つんPay」は、利用可能店舗が少なく、チャージ機能を持たないことで、使用する場面も限られることから、キャッシュレスキャンペーン等における活用も視野に入れつつ、機能拡充の検討も含めて更なる普及啓発を検討されたい。
- (4) 地区コミュニティ協議会の合併については、地区が抱える人口格差や会長の成り手不足といった課題を背景に、選択肢の一つとして考慮すべき段階にあると思われることから、地区の自主的な判断に委ねるだけでなく、市としても一定の指導や支援を行えるよう、前向きに検討されたい。

【卷末資料】

請願・陳情文書表

意見書案

受 理 番 号	請願第 3 号	受理年月日	令和 7 年 5 月 1 6 日
件 名	地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書		
請 願 者	薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号 薩摩川内市職員労働組合 執行委員長 有馬 芳孝		
紹 介 議 員	犬井 美香		
要 旨			
今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、D X の推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。 政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。 このため、2 0 2 6 年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、政府に以下の事項の実現を求めるための意見書を、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ提出されるよう請願する。			
記			
1 社会保障制度の充実、地域活性化、自治体 D X 化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともにそれを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後は採用しないこと。 6 会計年度任用職員においては、2 0 2 4 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 D X に伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。 11 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。			

受 理 番 号	陳情第 4 号	受理年月日	令和 7 年 5 月 23 日
件 名	「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 2 8 9 1 番地 1 学校における新しい生活様式を実現する会 代表 田島 喜美代		
要 旨			
子どもの貧困問題等が取り沙汰されている現在において、子どもたちが安心して生活する場である学校においても様々な取組をしているが、制度上や財源上の措置が必要なものもいくつかある。中でも複雑化している業務により、多忙化している教職員の定数拡充は緊急の課題である。また、現行で3分の1となっている国庫負担率を2分の1に拡充することにより、自治体間の教育格差が生じないようにすることも大切である。薩摩川内市の明日を担う子どもたちのための教育条件の整備をしてもらいたいと願う。 以上の観点から、教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に拡充することを求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき国会及び関係行政庁へ提出するよう陳情する。			

受 理 番 号	陳情第 5 号	受理年月日	令和 7 年 5 月 2 3 日
件 名	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出を求める陳情		
請 願 者	薩摩川内市平佐町 2 8 9 1 番地 1 学校における新しい生活様式を実現する会 代表 田島 喜美代		
紹 介 議 員	犬井 美香		
要 旨			
今、学校現場では、小・中・高を合わせると 4 1 万人を超える不登校の子ども数（2 0 2 3 年度）が文科省調査で明らかになっている。とりわけ小・中学校では 1 1 年連続で増加し、過去最多となっている。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。 学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわる。「カリキュラム・オーバーロード」の状態を改善することが喫緊の課題である。このため、次期学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数を削減することが強く求められる。 ついては、下記事項の実現を求める意見書を地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ提出するよう陳情する。 記 ・ 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善に向けて、学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数を削減すること。			

発議第 2 号

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 7 月 4 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 山 中 真 由 美

提 案 理 由

令和 8 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現すべきである。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方財政の充実・強化に関する意見書 (案)

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきましたが、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、令和8年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障制度の充実、地域活性化、自治体DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域

間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後は採用しないこと。
- 6 会計年度任用職員においては、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、
地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

11 自治体の行う事業において、労務費の適切な
価格転嫁が果たされるよう、必
要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出します。

令和7年7月4日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大
臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジ
タル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子
化対策若者活躍 男女共同参画、共生・共助）

発議第3号

学校における新しい生活様式を実現するた
めの教職員定数の改善と、義務教育費国庫
負担制度の拡充に関する意見書の提出につ
いて

地方自治法第99条の規定により、国会及び関
係行政庁に対し、学校における新しい生活様式を
実現するための教職員定数の改善と、義務教育費
国庫負担制度の拡充に関する意見書を別紙のとお
り提出する。

令和7年7月4日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 山中真由美

提 案 理 由

子どもの貧困問題等が取り沙汰されている現在に
おいて、子どもたちが安心して生活する場を学校に
おいて実現するためには、教職員定数を改善すると
ともに、義務教育費に係る国庫負担率を2分の1に

拡充する必要がある。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、学校にお
ける新しい生活様式を実現するための教職員定数の
改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意
見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

学校における新しい生活様式を実現するため
の教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担
制度の拡充に関する意見書（案）

子どもの貧困問題等が取り沙汰されている現在
において、子どもたちが安心して生活する場であ
る学校においても様々な取組をしていますが、制
度上や財源上の措置が必要なものもいくつかあり
ます。中でも、複雑化している業務により多忙化
している教職員の定数拡充は緊急の課題です。

また、現行で3分の1となっている国庫負担率
を2分の1に拡充することにより、自治体間の教
育格差が生じないようにすることも大切です。豊
かな学びを全ての子どもたちに保障できるように、
下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

学校における新しい生活様式に対応するため

- 1 教職員定数の改善を推進すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の
1に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を
提出します。

令和7年7月4日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務
大臣、文部科学大臣

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 山中 真由美